# 公開買付説明書の訂正事項分

## 2024年6月

へバラ・ホールドコ・ツー・エル・ピー (Hebara Holdco II, L.P.)(対象者:サン電子株式会社)

## 公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分(以下「本訂正事項分」といいます。)に係る公開買付けは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第2章の2第1節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の9第3項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】 ヘバラ・ホールドコ・ツー・エル・ピー(Hebara Holdco II, L.P.)

【届出者の住所又は所在地】 アメリカ合衆国、デラウェア州、ニューカッスルカウンティ、ウィル

ミントン、1209オレンジストリート19801(1209 Orange Street.

Wilmington, New Castle County, Delaware USA19801)

【最寄りの連絡場所】 該当事項はありません。

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【代理人の氏名又は名称】 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業

弁護士 新川 麻

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番2号大手門タワー

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番2号大手門タワー

【電話番号】 03-6250-6200(代表)

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、ヘバラ・ホールドコ・ツー・エル・ピー(Hebara Holdco II, L.P.)をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、サン電子株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。
- (注6) 本書記載の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」いいます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。

- (注7) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注8) 本書及び本書の参照書類中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関係者(affiliate)は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書及び本書の参照書類中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。
- (注9) 本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に、日本の会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って対象者の株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従って単元未満株式を買い取る可能性があります。
- (注10) 公開買付代理人及びその関係者は、その通常の業務の範疇において、日本の金融商品取引関連法制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が適用のある法令に則り日本で開示された場合には、当該情報は当該買付け等を行った者の英語ウェブサイト(又はその他の公開開示方法)においても開示が行われます。

#### 1 【公開買付説明書の訂正の理由】

2024年6月10日付で提出した公開買付届出書につきまして、対象者が2024年6月26日付で事業年度第53期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)に係る有価証券報告書を東海財務局長に提出したこと、並びに2024年6月20日付で対象者が「ヘバラ・ホールドコ・ツー・エル・ピー(Hebara Holdco II, L.P.)による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明(中立)のお知らせ」を公表したこと及び同日付で対象者が本公開買付けに関する意見表明報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するとともに、当該有価証券報告書を添付書類に追加するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い、法第27条の9第3項及び府令第24条第5項の規定に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

#### 2 【訂正事項】

- I 公開買付届出書
  - 第1 公開買付要項
    - 3 買付け等の目的
      - (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針
        - ② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程
  - 第5 対象者の状況
    - 4 継続開示会社たる対象者に関する事項
      - (1) 対象者が提出した書類
        - ① 有価証券報告書及びその添付書類
        - ② 四半期報告書又は半期報告書
    - 6 その他
- Ⅱ 公開買付届出書の添付書類
- 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## I 公開買付届出書

## 第1【公開買付要項】

- 3 【買付け等の目的】
  - (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針
    - ② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程(訂正前)

#### <前略>

なお、True Windは、本書提出日現在まで、対象者から本企業価値向上策提案に対する正式な回答を受領しておりません。公開買付者としては、かかる状況を踏まえ、本公開買付けに先立ち対象者に接触することのメリットが小さく、他方で、True Windが本公開買付けを検討している事実を知る関与者が増加すると何らかの情報開示により対象者株式の市場価格が上昇するリスクが増大することになる等のデメリットが大きいものと考えたことから、本公開買付けに先立って対象者と本公開買付けに関する協議は行わないこととしました。

(訂正後)

#### <前略>

なお、True Windは、本書提出日現在まで、対象者から本企業価値向上策提案に対する正式な回答を受領しておりません。公開買付者としては、かかる状況を踏まえ、本公開買付けに先立ち対象者に接触することのメリットが小さく、他方で、True Windが本公開買付けを検討している事実を知る関与者が増加すると何らかの情報開示により対象者株式の市場価格が上昇するリスクが増大することになる等のデメリットが大きいものと考えたことから、本公開買付けに先立って対象者と本公開買付けに関する協議は行わないこととしました。

本公開買付けの公表後、2024年6月20日付で、対象者は「ヘバラ・ホールドコ・ツー・エル・ピー(Hebara Holdco II, L.P.)による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明(中立)のお知らせ」(以下、「対象者意見表明プレスリリース」といいます。)を公表し、同日付で意見表明報告書を提出しております。対象者意見表明プレスリリースによれば、対象者は同日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した取締役(監査等委員である取締役を含みます。)の全員一致で、本公開買付けに対して中立の立場をとること、及び、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねることを決議したとのことです。

### 第5 【対象者の状況】

- 4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】
  - (1) 【対象者が提出した書類】
    - ① 【有価証券報告書及びその添付書類】

(訂正前)

事業年度第51期(自 2021年4月1日至 2022年3月31日)2022年6月27日東海財務局長に提出事業年度第52期(自 2022年4月1日至 2023年3月31日)2023年6月26日東海財務局長に提出

(訂正後)

事業年度 第52期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)2023年6月26日東海財務局長に提出 事業年度 第53期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)2024年6月26日東海財務局長に提出

(訂正前)

② 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第53期第3四半期(自 2023年10月1日 至 2023年12月31日)2024年2月13日東海財務局長に提出

(訂正後)

② 【半期報告書】

該当事項はありません。

## 6 【その他】

(訂正前)

## (1) 「2024年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

対象者は、2024年5月14日付で対象者決算短信を公表しており、当該公表の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

## ① 損益の状況(連結)

<u>決算年月</u>	<u>連結会計年度</u> (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
売上高	<u>10,045百万円</u>
<u>営業利益</u>	<u>312百万円</u>
経常利益	△4,114百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	△3,777百万円

## ② 1株当たりの状況(連結)

<u>決算年月</u>	<u>連結会計年度</u> (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり当期純利益	△169. 82円
1株当たり配当金	40円
1株当たり純資産額	1,670.86円

(訂正後)

該当事項はありません。\_

## Ⅱ 公開買付届出書の添付書類

対象者が2024年6月26日付で事業年度第53期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)に係る有価証券報告書を東 海財務局長に提出したため、府令第13条第1項第12号の規定による書面を本書に添付いたします。